

注1 不要の文字は^{まっ}抹消すること。

2 2以上の装置を一の申請書又は届書に記載する場合は、その装置の数を記載すること(第26条第1項参照)。

3 各欄の記載は、次のとおりとすること。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備(以下この様式において「通信設備」という。)	(1) 新設許可の申請(法第100条第1項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。)の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(8)、(9)、(10)、(11)(注1)、(12)、(14)及び(15)、3から8まで並びに9(注1)
	(2) 変更の許可の申請又は届出(法第100条第5項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。)の場合	1の(1)(注2)、(2)(注2)、(3)(注2)、(4)(注2)、(8)(注2)、(9)(注2)、(10)(注2)、(11)(注2)、(12)(注2)、(14)(注2)及び(15)(注2)、3、4、5、6(注3)、7(注3)、8(注3)、9(注3)、10並びに11
2 医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	(1) 新設許可の申請の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)(注4)及び(19)(注5)並びに2から8まで
	(2) 変更の許可の申請又は届出の場合	1の(1)(注2)、(2)(注2)、(3)(注2)、(4)(注2)、(5)(注2)、(6)(注2)、(7)(注2)、(8)(注2)、(9)(注2)、(10)(注2)、(12)(注2)、(13)(注2)、(14)(注2)、(15)(注2)、(16)(注2)、(17)(注2)、(18)(注2)及び(注4)並びに(19)(注2)及び(注5)、2(注2)、3、4、5、6(注3)、7(注3)、8(注3)、10並びに11

※ 関東局においては、上表の備考欄(注2)、(注3)にかかわらず、変更の許可の申請又は届出の場合においても記載する欄の全ての項目を記載するよう、お願いしています。

4 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

5 1の(1)の欄から1の(10)の欄までは、通信設備の場合には送信装置、通信設備以外の設備の場合には高周波発生装置について記載すること。申請者に係る設備が2以上の装置を有する場合には、1の欄の(装置の別)の欄に「第1、第2」

(移動する装置を有しない設備の場合に限る。)又は「固定第1、固定第2、移動第1、……………」(移動する装置を有する通信設備の場合に限る。)のように記載し、1の(1)の欄から1の(10)の欄までに各装置に対応する該当事項を記載すること。この場合において、各欄の記載事項が同一のものについては、装置の別との対応が明らかな限度において、次のように一括して記載することができる。

(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力
第1、第2 第3～第10	255kHz 355kHz	水晶発振	6kHz 40kHz	100W

6 1の(1)の欄は、「255kHz」のように占有周波数帯幅又は周波数変動幅の中央における周波数を記載すること。

7 1の(2)の欄は、「水晶発振」、「自励発振」、「火花発振」、「マグネトロン発振」のように記載すること。

8 1の(3)の欄は、通信設備の場合には占有周波数帯幅を「6kHz」のように、通信設備以外の設備の場合には周波数変動幅(負荷をかけたときの最高周波数と最低周波数との差とする。)を使用周波数を基準として「(±)100kHz」のように記載すること。

9 1の(4)の欄は、最大出力を「1kW」のように記載すること。

10 1の(5)の欄は、「誘電結合」、「誘導結合」のように記載すること。

11 1の(6)の欄は、高周波発生装置の^{きょう}筐体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合は、次のように記載すること。

(装置の別)	(6) 装置内電源ろ波器
第1～第3	無
第4～第10	有

12 1の(7)の欄は、装置ごとに^{しゃへい}遮蔽が施されているものについて、その^{しゃへい}遮蔽されている部分を「全部」、「電源部」、「出力回路」のように記載すること。

13 1の(11)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

14 1の(12)の欄は、送信装置又は高周波発生装置の^{きょう}筐体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

(記載例) 第1～第3 有(共用)
第4、第5 有(個別)
第6 無

15 1の(13)の欄の記載は、次によること。

(1) ^{しゃへい}遮蔽室の□には、該当する事項にレ印を付けるとともに、^{しゃへい}遮蔽室を有する場合には、その材料及び構造(寸法、形状及び接地箇所の数)を記載し、収容する装置の別を付記すること。

(記載例) ア ^{しゃへい}室 □有 □無 (第1～第3、第6)

材料 厚さ1mm亜鉛鍍鉄板 (径5mm円孔打抜き)

構造 3m×4m×2.5m 接地1

(2) 設備を設置する建物の構造は、設備を設置する部分の構造及び階数を「木造鉄網モルタル塗り(1階)」、「鉄筋コンクリート造(2階)」のように記載すること。

16 1の(14)の欄は、(1)の欄から1の(13)の欄までの記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

17 1の(15)の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

区 別	添付する図面	内 容
1 電力線搬送 通信設備	(1) アの図	高周波電流を通ずる線路の系統について、当該線路の長さ及び線種、固定装置(送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。)の位置、高周波そく流線輪及び電源ろ波器の挿入箇所、各支線の分岐点並びに固定装置(送信装置に限る。)の設置場所(構内及び構外)付近における他の送電線等の施設状況をあわせて表示すること。
2 誘導式通信 設備	(1) アの図	高周波電流を通ずる線路の経路を示すもの(当該線路の長さ及び線種、固定装置(送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。)の位置、高周波そく流線輪及び電源ろ波器の挿入箇所並びにこの経路に接近して存在する他の電線路との相互間の距離を併せて表示すること。)
3 誘導式読み 書き通信設備	(1) イの図 (2) ウの図	装置の系統図 装置の外観を示す図又は写真
4 医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の場合	(1) ウの図	装置の外観を示す図又は写真

18 1の(16)の欄は、設備規則第65条第1項第1号から第7号までのうち該当するものを「第1号」のように記載すること。また、別に告示するものに該当するときはその旨を記載すること。

19 1の(17)の欄は、定格入力電力を「1kVA」のように記載すること。

20 1の(18)の欄は、該当する事項にレ印を付けること。

21 1の(19)の欄は、該当する事項にレ印を付けること。

22 2の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建築物、道路及び空地等の状況を示して提出すること。(提出する場合には、□にレ印を付けること。)ただし、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害電圧並びに使用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度が、設備規則第65条第1号から第4号までに定める最大許容値以下である場合においては、当該図面の提出を要しない。

※ 設置場所付近の図面については、電子地図(2次利用可能なものに限る。)に設置場所を中心とした半径200mの円を記載して印刷したものでも問題ありません。

23 3の欄は、次の事項を記載すること。

(1) 第26条第3項(第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計の記載を省略する場合は、その旨

(2) 実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第3号に規定する各種設備(450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ10メートルの距離における磁界強度が $37.1+20\log_{10}\sqrt{\frac{P}{500}}$ デシベル(毎メートル1マイクロアンペアを0デシベルとする。)を超えるものに限る。)(以下「実験設備」という。)の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。

ア 設置者の連絡担当者及び連絡先

イ 実験の期間

ウ 実験設備によって副次的に発する電波又は高周波電流が他の通信に混信又は障害を与えない技術的根拠

エ 混信等の対策

(ア) 実験設備を運用する際の総合通信局長への事前連絡方法

(イ) 他の通信設備への混信若しくは障害又は通信設備以外の設備への障害が発生した場合における混信又は障害の除去のために必要な措置についての内容

(ウ) 漏えい電界強度の測定方法、測定場所、同一測定場所における運用時間あたりの記録回数等

オ 実験設備によって副次的に発する電波又は高周波電流による影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備以外の設備を所有又は占有する者のうち、次に掲げる設備を所有又は占有する者に対する実験に係る計画に関する説明の有無(「無」の場合は、その理由。)

(ア) 実験設備の設置場所周辺の無線設備又は無線設備以外の設備

(イ) 実験設備の設置場所付近の見晴らしの良い地点から目視で確認できる、当該実験設備が使用する周波数帯を受信可能な受信設備

(ウ) 実験設備を接続する配電線

(エ) 法第25条第1項の規定により公開されている無線局の無線設備、日本国内を設置場所とする短波放送事業者の無線局の無線設備又はその放送を受信する受信設備その他の設備のうち、設置者が説明する事を必要と判断した設備

カ 申請書、添付書類及び実験に係る計画書に記載する各項目のうち、当該実験設備に関して公開できない事項及び総務省における情報の公開時に設置者から周知を希望する事項

(3) その他参考となる事項

24 4の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにふりがなを付けること。

25 5の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。

26 6の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

27 7の欄は、「保安通信用」、「給電指令用」、「(何)業務の連絡用」、「木材の乾燥用」、「金属の熔融用」のように具体的に記載すること。

28 8の欄の記載は、次によること。

(1) 移動しない装置については、その設置場所を「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。

(2) 移動する装置については、その常置場所及び移動範囲を記載すること。この場合において、常置場所は、(1)の設置場所に準じて記載するものとする。

(3) 2以上の装置を有する通信設備の申請の場合は次によること。

ア 設置場所が同一である装置ごとに一括して記載すること。

イ 送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置についても記載すること。ただし、移動する装置で受信装置のみのものについては記載を要しない。

ウ 変更の許可の申請の場合は、既に許可を受けた装置で変更のないものについても併せて記載すること。

29 9の(1)の欄は、「送電線」、「配電線」、「誘導線」のように、9の(2)の欄は「(何)変電所～(何)変電所」のように記載すること。

30 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格及び質の用紙に適宜記載すること。

31 添付書類(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

32 変更の許可の申請又は届出の場合は、注1から注30まで(注16を除く。)によるほか、次によること。

- (1) 変更に係る事項は、該当欄に変更後の事項を記載すること。
- (2) 5の欄から11の欄まで(8の欄及び9の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。)は、許可状の記載事項により記載すること。